

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

別表第1の1の表中

「

16 出版物の発行	特に重要なもの	重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、広報・シティプロモーション課長に合議
-----------	---------	-------	------------	-------------------------------

」

を

「

16 出版物の発行	特に重要なもの	重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、企画政策課長に合議
-----------	---------	-------	------------	----------------------

」

に改める。

別表第2の1の表中

「

8 社会教育	1 社会教育施策の企画	○		
	2 社会教育団体の指導援助			○
	3 社会教育施設に関する整備計画の策定		○	
	4 公民館活動の総合調整	○		

」

を

「

8 社会教育	1 社会教育施策の企画	○		
	2 社会教育団体の指導援助			○
	3 社会教育施設に関する整備計画の策定		○	

」

に改める。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。